



国関整霞調第122号
平成25年 1月22日

NPO法人アサザ基金
代表理事 飯島 博 様

国土交通省霞ヶ浦河川事務所長
畠山 優一



霞ヶ浦への放射性物質の蓄積を促進する
石積み消波施設の造成の中止を求める申し入れ（回答）

平成24年6月22日付け申し入れについて、下記のとおり回答します。

記

1. 石積み消波施設の造成を中止していただきたい。

回答1

石積み消波施設は、波浪対策を目的として整備しているものです。波浪対策については、霞ヶ浦・北浦沿岸の13市町村からなる霞ヶ浦北浦治水利水環境促進同盟会からも治水対策の推進として「霞ヶ浦・北浦の波浪対策の強力な推進を図ること」を要望されており、治水に必要な消波施設として着実な整備の必要性から石積み消波施設の整備を継続実施しているところです。昨年6月に発生した台風4号においても、石積み消波施設により約1.0m（試算値）の波高低減がなされ、効果を発現したところであり、今後も継続して参ります。

2. すでに、設置されている石積み消波施設でのヘドロの堆積や放射性物質の調査を行い、その結果を明らかにしていただきたい。その際に、後から大量の石を詰め込む改造工事を実施していない粗朶消波施設との比較調査を実施していただきたい。

回答2

石積み消波施設設置箇所の土砂等の堆積については調査中であり、引き続き必要な調査を実施のうえでとりまとめ、明らかにしていく方針です。

また、放射性物質の調査については、環境省が霞ヶ浦の底質モニタリングを実施しており、HPで公表しているところです。

石積み消波施設と粗朶消波施設の比較については、粗朶消波施設は内蔵粗朶の流出等や杭の破損により消波機能を有していないことから、比較調査は不可能です。

3. 石積み消波施設付近で高い放射能汚染が認められ、今後も石積み消波施設（中身を粗
朶から石に完全に変えてしまった消波施設を含む）の設置により放射能汚染の蓄積が促
進される恐れのある場合は、早急に石積み消波施設を撤去していただきたい。

回答 3

今後とも環境省が実施する放射線モニタリングの結果を注視して参ります。